４０６会公告第１２７号
令和８年９月３０日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。
令和８年９月３０日

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司
（　公　印　省　略　）

１　工事概要
(1)　工事名　　駐屯地外通信線埋設工事
(2)　工事場所　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２（陸上自衛隊相馬原駐屯地）
(3)　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
　　電気設備工事（仕様書のとおり）
(4)　工　期　　令和９年３月３１日まで
(5)　本工事は、 工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気通信工事**」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格「**電気通信工事**」に係る等級が**Ｃ等級以上**であること。
(5)　平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気通信工事**」で工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
　また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利

用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7)　次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア　**第二種電気工事士**又は前述の同等以上の資格を有する者である。

なお上記アの「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかの者

(ｱ)　**第一種電気工事士**

(ｲ)　同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28．3．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第４０６会計隊が発注した「**電気通信工事**」のうち、令和３年度以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該教導隊の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12)　北関東防衛局内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加は認めない。

３　入札手続等

(1)　担当部局

ア　入　札

〒３７０－３５９４　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２
陸上自衛隊相馬原駐屯地　第４０６会計隊
担当　野田（のだ）、長井（ながい）
TEL０２７９－５４－２０１１（内線２３４５、２３６９）
FAX０２７９－５４－６９６０
メールアドレス：406fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

イ　仕様書

〒３７０－３５９４　群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２
陸上自衛隊相馬原駐屯地　業務隊　管理科
担当　新井（あらい）
TEL０２７９－５４－２０１１（内線２３３６）

(2)　入札説明書の交付期間等

ア　交付期間

令和８年９月３０日から令和８年１０月１４日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く）の毎日、午前８時15分から午後５時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ　交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3)　申請書及び資料の提出期限等

ア　提出期限　令和８年１０月１４日（水）午後５時００分

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4)　入札書の受領期限等

ア　受領期限　令和８年１１月４日（水）午後５時００分

イ　提出方法　(1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5)　開札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月５日（木）午後３時００分

イ　場所　陸上自衛隊相馬原駐屯地会計隊入札室

(6)　再度入札の日時及び場所等

入札参加者に対し、別に示す。

4　その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金　免除

(3)　契約保証金　要

ア　落札者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(ｵ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(ｱ)　契約保証金の納付

(ｲ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ｳ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、

発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ｴ)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(ｵ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(ｶ)　銀行等又は保証事業会社による契約保証の予約

イ　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

ウ　アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の１０分の１以上としなければならない。

(4)　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(8)　低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の２以内とする。

(9)　契約書作成の要否

要。

(10)　契約書の適用条項

入札説明書別冊「契約書（案）」で示す。

(11)　関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(12)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)　詳細は、入札説明書による。

仕様書番号	Ｒ８－４５
作成年月日	令和８年９月１７日
作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊管理科

駐屯地外通信線埋設工事

工事名称	駐屯地外通信線埋設工事		
図面名称	表　紙		
縮　尺	－	図面番号	１／８

特記仕様書

1　工事件名

駐屯地外通信線埋設工事

2　工事場所

群馬県北群馬郡榛東村新井　地内

3　工事概要

通信ケーブル埋設　１式

引込柱の新設　　１箇所

4　工事内容

県道のバイパス整備に伴い、既設通信線の埋設工事を行うもの。

5　管路工事

(1)　通信線管路の敷設において、使用する材料については下記のもの又は同等品以上のものとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　量	備　考
差込接手　塗覆装鋼管	PS管　50A	３５　m	埋設
フレキシブルインナー繊維ダクト	FIFD　FIFD22-3セル×1本挿入　収容管径50φ	３５　m	
埋設標識シート	自衛隊仕様　W=150　桜印	３５　m	
粘着一層型ポリエチレン被覆鋼管引上キャップ	ASC管　50A	２　個	
異種管継手	SVソケット　50A　PS管・VP管継手	４　個	
立上管	ASC管　50A(3m)+TI型90°曲管	２　本	
埋設砂	0.28BH　タンバ	3.94　m^3	

※１　上記数量は参考数量とする。

※２　上記の他、施工において必要とする材料について請負者が用意するものとし、適正な処置を行うものとすること。

(2)　埋設区間については、東電電柱山子田３７号柱から、新設するバイパスを挟んだ対面の県所有地に新設する引込柱までとする。

(3)　埋設管路の埋設深については、Ｄ＝１，２００とする。

(4)　配管埋設箇所のうち、車道部については、バイパス工事施工業者が事前にＤ＝１，１００掘削するものとし、本工事における車道部の掘削及び埋戻しについてはＤ＝１００とする。バイパス工事施工業者による掘削時期については下記のとおりとする。

掘削時期：令和８年１１月

(5)　掘削作業において、周囲の埋設管を傷つけないよう十分注意をして作業すること。

(6)　配管埋設後、その直上かつ別途道路工事での路盤直下を基準として、埋設標識シートを敷設すること。

(7)　埋設管の敷設については、令和９年１月２９日（金）までに完了させること。

(8)　発生残土については、監督官の指示する場所に運搬、集積するものとする。

(9)　細部不明な点については、監督官と調整すること。

6　電気工事

(1)　当該区間の既設通信線を撤去する。撤去する通信線については下記のとおりとする。

品　　名	規　格　・　型　式	数　　量	備　　考
SM型LAPテープスロット 光ファイバーケーブル	SMLT-4C　架渉線	４１　ｍ	山子田37号柱～山子田36号柱
		１８４ｍ	広馬場２号柱～山子田37号柱

※　上記数量は参考数量とする。

(2)　広馬場２号柱から山子田３７号柱の間及び埋設管へ通信線を敷設するもの。使用する材料については下記のもの又は同等品以上のものとする。

品　　名	規　　格　・　型　　式	数　　量	備　　考
SM型LAPテープスロット 光ファイバーケーブル	SMLT-4C	４１　ｍ	山子田37号柱～新設引込柱 埋設管路及び電柱立上
		１８４ｍ	広馬場2号柱～山子田36号柱 架渉線
メッセンジャーワイヤー	亜鉛メッキ鋼より線　30ｍｍ²　架渉	１８４ｍ	
スパイラルハンガー	L型　SHRU-1500-60	１２２本	
自在バンド	4BD-HD　17　φ170～265	２　　個	
シンブル	1号 1号シンブル用巻付グリップ30mm付	６　　個	
ストラップ金具	吊架金物	６　　個	
吊り線クランプ	吊架金物	１　　個	

※　上記数量は参考数量とする。

(3)　県所有地に引込柱を建柱する。引込柱についてはコンクリート柱、全長８，０００とし、電気設備技術基準に則り適正な建柱を行うものとする。細部建柱場所については監督官と調整すること。

(4)　埋設する通信線を山子田３７号柱及び新設引込柱で立ち上げるものとする。

(5)　山子田３６号柱にクロージャーを新設するものとする。

(5)　既設線との接続について、広馬場２号柱の既設クロージャー及び山子田３６号柱に新設するクロージャーにて直線接続するものとする。

(6)　通信線の敷設完了後、ロス試験及びパルス試験を行うものとする。なお測定は１対向とする。

7　その他

(1)　施行に際し、必ず現地確認を行うこと。

(2)　工事現場及びその周辺にある既存構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護をすること。
損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復すること。

(3)　施工に際し、道路使用許可申請等手続きを含むものとする。

(4)　本工事において必要となる、共架電柱所有者への届け出については、請負者が行うものとする。

(5)　工事完成後、検査官の検査を受け、提出書類の合格をもって工事完了とする。

(6)　本工事における施工保証は、竣工検査合格後１年間とする。

共通仕様書

1　総　則

(1)　本特記仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。

(2)　本工事の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

2　適用範囲

本特記仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3　軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額のの増減又は工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施すること。

4　工事材料

(1)　工事材料はすべて新品とし、本仕様書に記載された製品又は同等品以上とすること。

(2)　材料は官側の検査を受け、合格したものを使用すること。

(3)　材料は日本工業規格（ＪＩＳ）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受けること。

(4)　材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5　施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6　工事立会

(1)　工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工すること。

(2)　仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得ること。

7　水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、請負者側が負担すること。

8　諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、工事の円滑な進捗を図る。

9　後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を実施すること。

工事名称	駐屯地外通信線埋設工事		
図面名称	共通仕様書（１）		
縮　尺	－	図面番号	４／８

10　発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストＥ票の写しを監督官に提出すること。

11　竣工検査

請負者は、本仕様書の工事を完成した場合は、速やかに官側の完成検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

12　工事現場の管理

(1)　工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事事故防止については、受注者の責任でこれを管理すること。

(2)　工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

(3)　工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13　安全管理

(1)　工事人は、安全管理に万全を期する。

(2)　工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。

(3)　現場代理人は、常駐とする。

14　工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、工事工程表及び施工計画書を早期に官側に提出し、工事の手順及び施工計画について承認を受けた後でなければ、着工してはならない。

15　提出書類

請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出すること。

16　工事写真

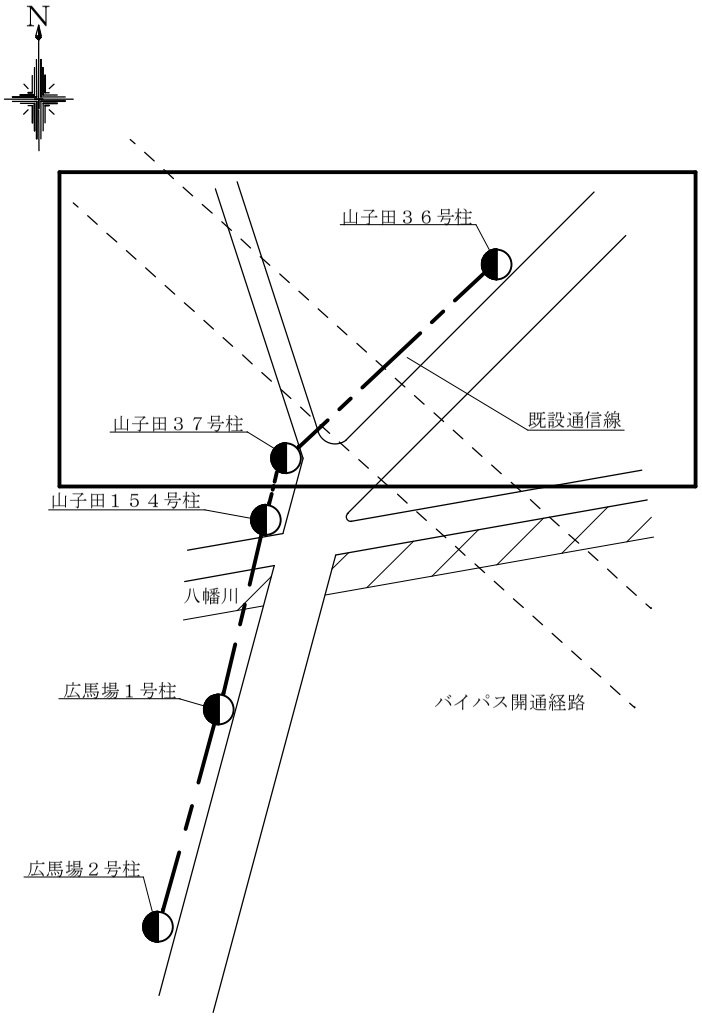
請負者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を工程表順に工事写真帳に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

17　疑　義

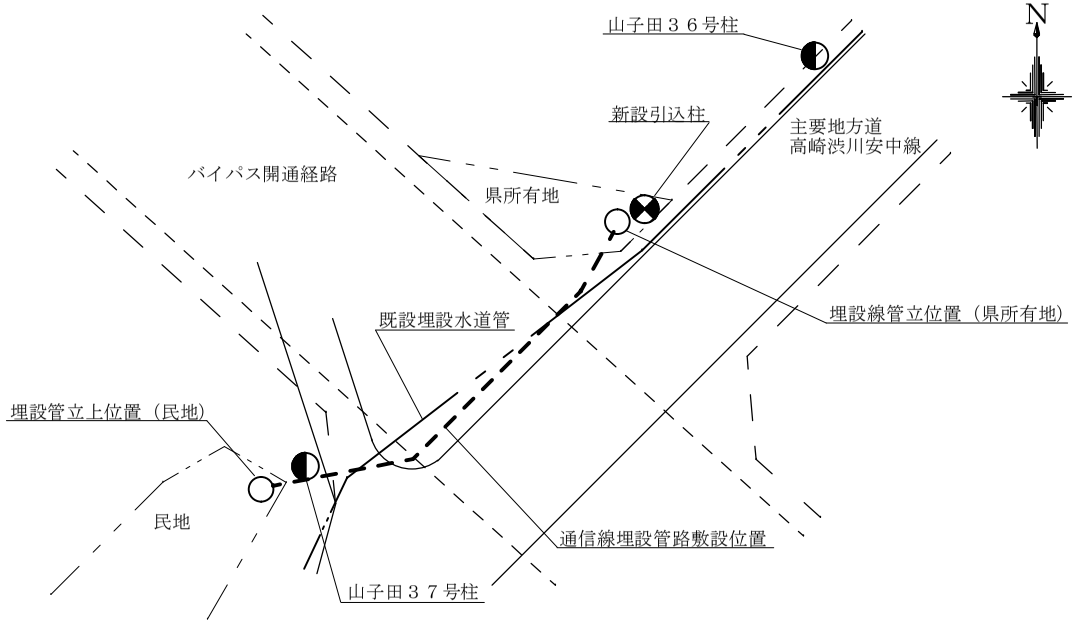
仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。



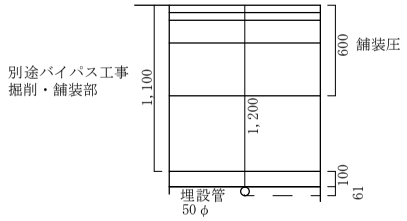
件　　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	6／8
種　　別	案内図	縮　　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		



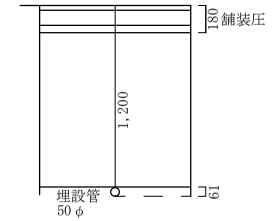
榛東村新井地内施工場所近辺　電柱配置図　S=1/Non



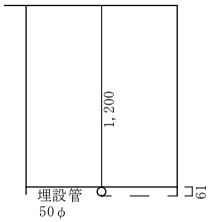
通信線埋設等参考図　S=1/Non



埋設管敷設断面図（車道部）



埋設管敷設断面図（歩道部）

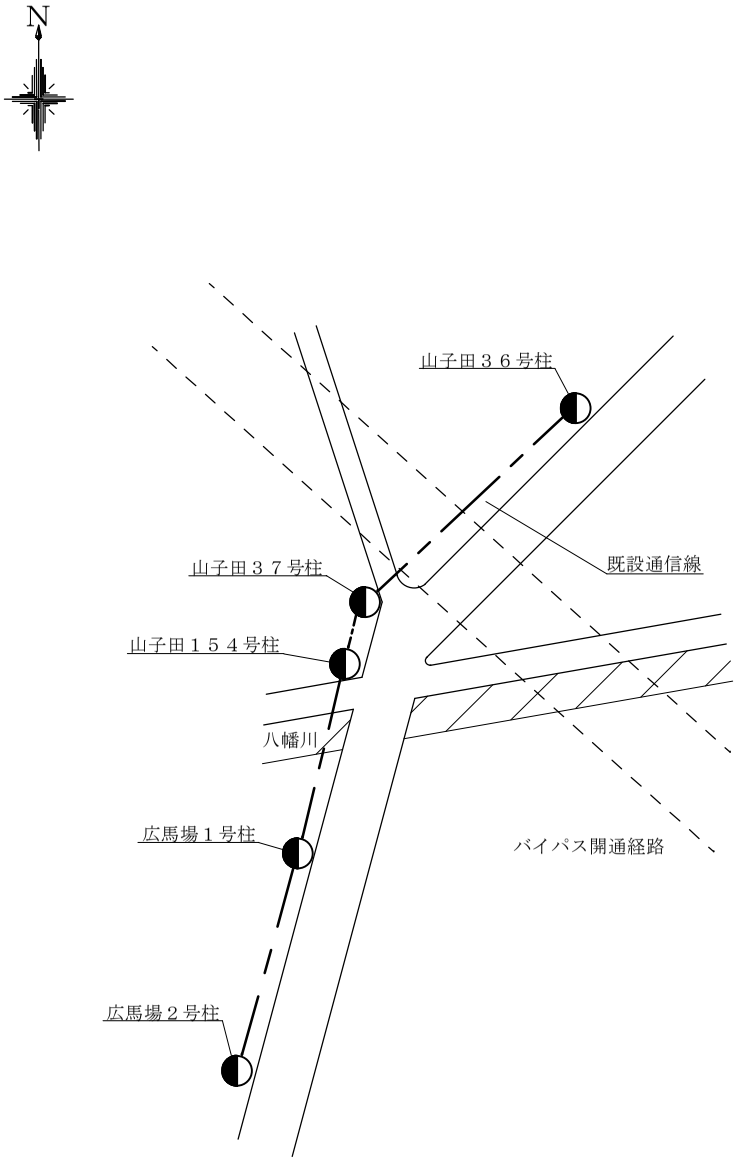


埋設管敷設断面図（民地・県所有地）

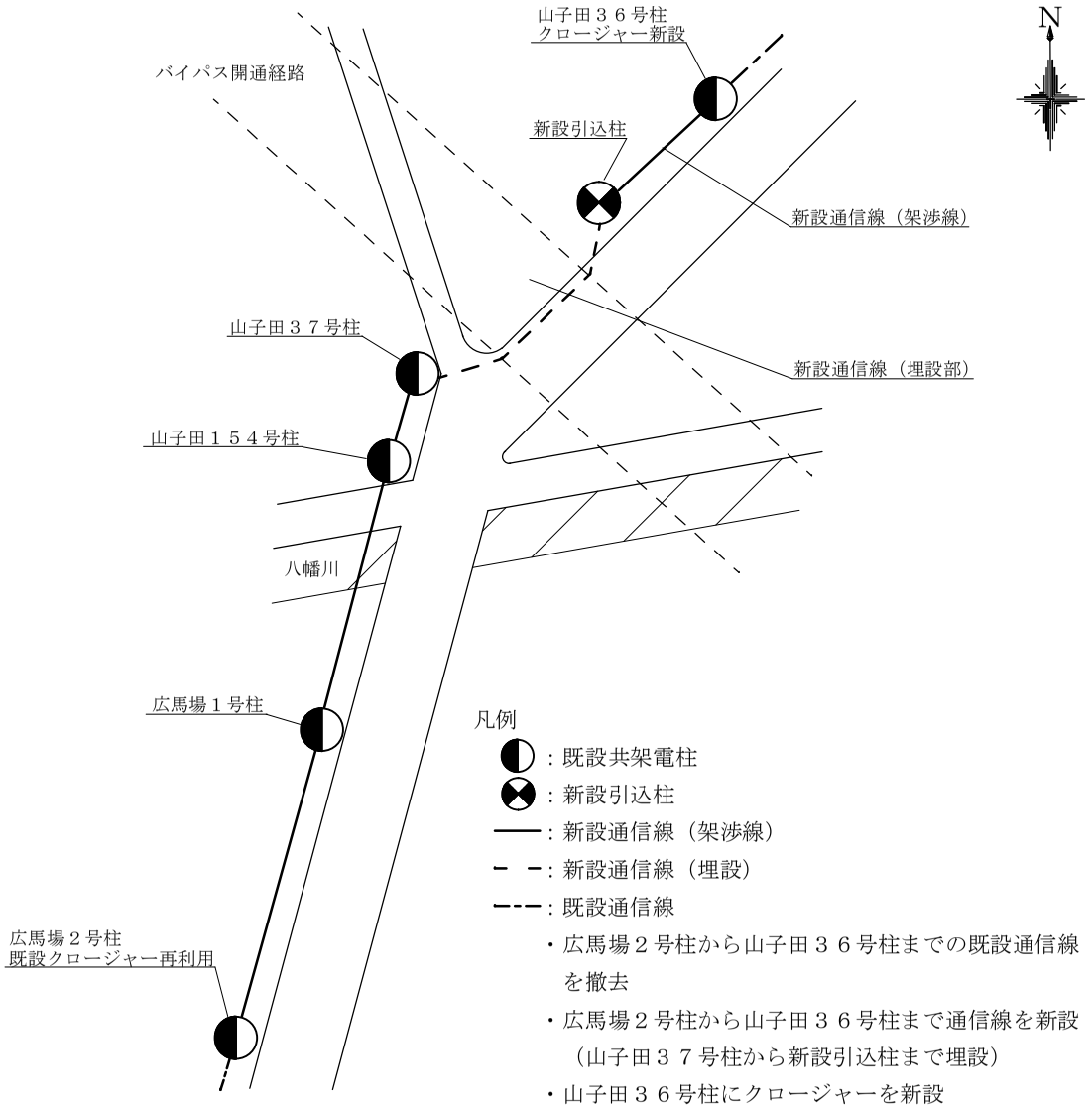
凡例
- ◐ ：既設共架電柱
- ⊗ ：新設引込柱
- ○ ：埋設管立上場所
- ▬ ▬ ：通信線埋設管路敷設位置
- ┈┈ ：既設埋設水道管

・県所有地に新設引込柱を建柱
　新設引込柱：全長8,000、電気設備技術基準に則り建柱
・山子田３７号柱近くの民地から、新設引込柱近くの県所有地まで埋設管路を敷設
　埋設深：D=1,200
・別途バイパス工事により、新設バイパスの車道部を、事前にD=1,100 掘削し、本埋設工事完了後に舗装工事を実施
　本埋設工事による掘削及び埋戻深
　車道部　　：D=100＋配管外径及び敷均し砂厚
　歩道部　　：D=1,200＋配管外径及び敷均し砂厚
　民地及び県所有地：D=1,200＋配管外径及び敷均し砂厚
・埋設管直上から別途道路工事路盤直下を基準として埋設表示シートを敷設

件　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	7／8
種　別	配置図・参考図	縮　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		



榛東村新井地内施工場所近辺　電柱配置図　S=1/Non



通信線撤去新設参考図　S＝1/Non

件　　名	駐屯地外通信線埋設工事	図面番号	８／８
種　　別	配置図・参考図	縮　　尺	－
作成部隊	陸上自衛隊　相馬原駐屯地業務隊管理科		

入　札　説　明　書

陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊の駐屯地外通信線埋設工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日　令和８年９月３０日

２　契約担当官等
分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊長　野田　幸司
〒３７０－３５９４ 群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２

３　工事概要
(1)　工事名
駐屯地外通信線埋設工事
(2)　工事場所
群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２（陸上自衛隊相馬原駐屯地）
(3)　工事内容及び工事範囲
別冊図面及び仕様書のとおり。
(4)　工　期
令和９年３月３１日まで
(5)　使用する主要な資機材
仕様書のとおり。
(6)　その他
ア　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ　本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添１「数量公開の説明書」を参照するものとする。

４　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**電気通信工事**」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　防衛省競争参加資格の「**電気通信工事**」に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が**Ｃ等級以上**であること。

(5)　平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気通信工事**」で工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28．３．31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6)　(5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

(7)　次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア　**第二種電気工事士**又は前述と同等以上の資格を有する者である。

なお上記アの「これと同等以上の資格を有する者」とは次のいずれかの者

(ｱ)　**第一種電気工事士**

(ｲ)　同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

(8)　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　第４０６会計隊が発注した「**電気通信工事**」のうち、令和３年度以降令和７年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

(10)　上記３(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11)　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ)　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ)　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ)　一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合（共同企業体を含む。）の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12)　北関東防衛局内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県

、長野県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14)　情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加は認めない。

5　担当部局

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊
担当者　野田（のだ）、長井（ながい）
TEL 0279-54-2011（内線２３４５、２３６９）
FAX 0279-54-6960
メールアドレス：406fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

6　競争参加資格の確認等

(1)　本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記 4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア　提出期間

令和８年９月３０日から令和８年１０月１４日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ　提出場所

上記5に同じ。

(2)　申請書は、別紙第1により作成する。

(3)　資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成 22 年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第 2）」及び「配置予定の技術者（別紙第 3）」に記載する工事

が、平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア　同種の工事の施工実績

上記 4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を 1 件記載する。記載様式は別紙第２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４版１枚に記載する。

イ　配置予定の技術者

上記 4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第 3 に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ　工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成 13 年 12 月 25 日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第 4 に記載すること。

エ　契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4)　情報保全に係る履行体制についての確認

令和2年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第５の誓約書を提出し、有していない者は別紙第６の誓約書を提出すること。

(5)　競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、**令和８年１０月２１日**までに通知する。返信用封筒の提出がされなかった場合はFAX又は電子メールにて通知する。

(6)　その他

ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書等は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書等に関する問い合わせ先　上記5に同じ。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について､次に従い説明を求めることができる。

ア　提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記 5 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ　提出期間

上記 6(5)の通知の日から**令和８年１０月２８日**まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。

(2)　契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、**令和８年１１月２日**までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8　入札方法等

(1)　入札書の提出方法等

ア　提出期限

令和８年１１月４日（水）午後５時００分まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

イ　提出場所

上記 5 に同じ。

ウ　提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。

(3)　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

9　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

要

ア　落札者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(ｵ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(ｱ)　契約保証金の納付

(ｲ)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ｳ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ｴ)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(ｵ)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険

(ｶ)　銀行等又は保証事業会社による契約保証の予約

契約の締結

イ　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

ウ　アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負金額の１０分の１以上としなければならない。

10　工事費内訳明細書の提出

(1)　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2)　工事費内訳明細書の作成方法

ア　交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

また、**材料費**及び**労務費**並びに**法定福利費**（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、**安全衛生経費**（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健 康の確保に関する経費をいう。）及び**建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**（以下「法定福利費等」という。）

イ　交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ　　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3)　工事費内訳明細書の提出方法等

ア　提出期限

上記 9(1)アに同じ。

イ　提出場所

上記 9(1)イに同じ。

ウ　提出方法

上記 9(1)ウを参照

(4)　提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5)　工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6)　提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第７の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7)　提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8)　提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9)　工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

11　開札

(1)　開札の日時及び場所

ア　開札日時　令和８年１１月５日（木）午後３時００分

イ　開札場所　陸上自衛隊相馬原駐屯地第４０６会計隊入札室

(2)　開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3)　開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4)　(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5)　第１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

12　入札の無効

(1)　次に掲げる入札は無効とする。

ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ　現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2)　(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

13　落札者の決定方法

(1)　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入

札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2)　(1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(3)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

低価格入札に係る特別重点調査については別添２のとおり。

(4)　本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳明細書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかに確認を行う。

ア　理由の確認方法：対面または電話によるヒアリング

イ　その他：ヒアリング日時等については別途連絡する。ヒアリングに応じない場合、理由を回答しない場合には入札に関する条件に違反した入札として無効にする場合がある。

14　情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第８から別紙第１１までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね３営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

16　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17　支払条件

請負金額が 300 万円以上の場合、前払金保証証書の預託を条件に、申請に基づき請負金額の 10 分の４以内の範囲内で前金払に応ずる。（低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金の 10 分の２以内とする。）

18　火災保険付保の要否

要

19　再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は７(2)の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1)　提出期間

令和８年１１月４日から令和８年１１月１２日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までに行うこと。

(2)　提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 5 に同じ。

20　関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 に同じ。

21　その他

(1)　入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3)　申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4)　落札者は６(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

駐屯地外通信線埋設工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」「誓約書（実績ありの場合又は実績なしの場合）」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１　一般競争参加資格確認申請書

(1)　住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請してください。

(2)　返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。FAX又は電子メールにより申請する場合は、この限りではありません。

２　同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が２０％以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

(1)　同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**電気通信工事**」で施工した実績を有すること。

(2)　記載する工事は、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

(3)　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19．７．30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21．３．31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27．10．1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28．３．31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(4)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

(5)　「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
(6)　「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(7)　「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
(8)　「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
(9)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3　配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者を記載して下さい。

(1)　予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.３.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。）第８６条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(2)　「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
(3)　「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。

(4)　「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成22年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
(5)　記載する工事が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

(6)　「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
(7)　「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

(8)　「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
(9)　「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
(10)　「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
(11)　「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に〇を付し、登録番号を記載して下さい。
(12)　「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
(13)　「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4　工程管理に対する技術的所見
(1)　本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
(2)　工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
(3)　作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5　提出場所、提出方法及び提出期間
(1)　提出場所
〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班
(2)　提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）又は電子メールにより提出してください。
(3)　提出期間
令和８年９月３０日から令和８年１０月１４日（行政機関の休日を除く。）の毎日午前8時15分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6　競争参加資格の確認
競争参加資格の確認は、提出期限の翌日をもって行い、その結果は**令和８年１０月２１日**までに書面又はFAX、電子メールにより通知します。

7　競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について
(1)　競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
(2)　(1)の説明を求める場合には、**令和８年１０月２８日**午後5時00分までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。ただし、正午から午後１時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
書面の提出先
〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2
陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班
ＴＥＬ　0279-54-2011（内線2345、2369）

(3)　説明を求められたときは、**令和８年１１月２日**までに、説明を求めた者に対して、回答書面を電子メールにて送付します。

８　その他

(1)　資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。

(2)　提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。

(3)　提出された資料は、返却いたしません。

(4)　提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。

(5)　資料提出に関する問い合わせ先

〒370-3594群馬県北群馬郡榛東村新井１０１７－２

陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班

担当：野田（のだ）、長井（ながい）

ＴＥＬ　0279-54-2011（内線2345、2369）

別紙第１
（用紙Ａ４）

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

令和８年９月３０日付で入札公告のありました駐屯地外通信線埋設工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条の規定に該当する者でないこと、入札説明書４（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書６(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面

２　入札説明書６(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

３　入札説明書６(3)エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）

４　入札説明書６(3)ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の提出を求める場合のみ）

５　入札説明書６(4)に定める誓約書を記載した書面

注１）　書面による返送を望む場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。
注２）　４項は提出者のみ記載して下さい。

別紙第２
（用紙Ａ４）

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事名称等	工　事　名	
	発注機関名	
	工　事　場　所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契　約　金　額	（百万円単位で記入する。）
	工　　期	年　月～　年　月
	受　注　形　態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事概要	構　造　形　式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施　工　条　件	（市街地・軟弱地質等）
	そ　の　他	
CORINS登録の有無		有（CORINS 登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第３
（用紙Ａ４）

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目		主任技術者
氏　　名		
最 終 学 歴		（学校名、学科名及び卒業年次を記入する。）
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		（施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。）
工事概要	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	（都道府県名、市町村名を記入する。）
	契 約 金 額	（百万円単位で記入する）
	工　　期	年　月～　年　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無
申請時における他工事の従事状況等	工　事　名	
	発 注 者 名	
	工　　期	年　月～　年　月
	従 事 役 職	（現場代理人、主任（監理）技術者等の名称）
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号　　）　無

注）１　必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
２　CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
３　記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

別紙第４
（用紙Ａ４）

工　程　表

工事名：
会社名：

項目	単位	数量	４月		５月		６月		７月		８月		９月		10月		11月		12月		１月		２月		３月	
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

■工程管理に対する技術的所見

別紙第５
令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、過去５年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

別紙第６
令和　　年　　月　　日

誓　約　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

１　未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
２　記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
３　記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
４　その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

別紙第８

業務従事者一覧

監理(主任・管理)技術者	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	（中学校以降を記載）
	職　歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資　格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
現場代理人	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏　名	
	所　属	
	役　職	
	学　歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資　格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

注：１　不用な行は削除すること。
　　２　記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
　　３　内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

別紙第９

取扱い制限情報に関する社内規則

項　目	内　容
取扱い制限情報に関する社内規則	□　社内規則がある
	□　社内規則に類する資料がある
	□　社内規則及びそれに類する資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
　　３　社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第１０
年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者　（氏名）
役　員　（氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別紙第１１

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
□　親会社等が存在しない		

注：１　不要な行は削除すること。
　　２　親会社にさらに親会社が存在する場合は、すべての親会社について記載すること。
　　３　内容を証明する資料を提出すること。ＨＰ等出来合いの資料で可。

別紙第１２

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項　目	内　容
取扱い制限情報に関する資料	□　報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	□　上記に類する資料がある
	□　資料がない

注：１　いずれかの「□」に「■」を付す。
　　２　資料がある場合は、その写しを提出する。
　　３　資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

別紙第１３
年　　月　　日

申　出　書

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社　（商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社　（商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー　（商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー　（商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント　（商号又は名称・代表者氏名）

※　別紙様式第５の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること
※　上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

別添１

数量公開の説明書

１　提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

２　数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。 質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。 なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。 質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

３　数量書の数量及び構成

(1)　数量の算出は、次の基準により算出している。

ア　建築工事

「公共建築数量積算基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き　整備計画局施設技術管理官制定」

ウ　電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準　国土交通省大臣官房官庁営 繕部制定」

「防衛施設設備積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

エ　通信工事

「防衛施設設備積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領　整備計画局施設技術管理官制定」

(2)　数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア　建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ　電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式　国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

・低価格入札に係る特別重点調査について

１　本工事は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

(1)　特別重点調査の実施に係る連絡等

ア　契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して７日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記３に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ　施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ　契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情を聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ　資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として１回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

(2)　虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア　当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ　過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１）別表第２第１５項により指名停止を行う。

(3)　公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式 15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4)　関係資料の公表

ア　契約担当官等は、誓約書（様式 15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ　アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5)　契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア　施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ　施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2　その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第１号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第９条第２項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3　提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1)　当該価格で入札した理由（様式１）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2)　積算内訳書（様式２－１、様式２－２、様式２－３、様式３）

ア　数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ　設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ　指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ　発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ　積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ　現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式５に記載する技術者及び様式１４－４に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）に定める最低賃金額(以下「最低賃金額」という。)以上であり、かつ、これらの者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ　一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク　自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており一般管理費等には計上していないこと。

ケ　契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3)　下請予定業者等一覧表（様式４）

ア　下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ　下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去１年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4)　配置予定技術者名簿（様式５）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア　他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ　自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ　それぞれに必要な資格を有すること。

(5)　手持ち工事状況（様式６－１、様式６－２）

ア　記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ　当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6)　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式７）

ア　記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ　当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7)　手持ち資材の状況（様式８－１）

ア　記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8)　資材購入予定先一覧（様式８－２）

ア　他社から購入を予定している場合

(ｱ)　購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去１年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。

(ｲ)　入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社製品の活用を予定している場合

(ｱ)　自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

(ｲ)　記載された単価が、自社の製造部門が過去１年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9)　持ち機械の状況（様式９－１）

ア　記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。

イ　契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。

ウ　手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10)　機械リース元一覧（様式９－２）

ア　他社からリースを予定している場合

(ｱ)　機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去１年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。

(ｲ)　機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ　自社の機械リース部門からリースを予定している場合

(ｱ)　自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。

(ｲ)　記載された単価が自社の機械リース部門が過去１年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11)　労務者の確保計画（様式１０－１）

ア　自社労務者を充てる場合

(ｱ)　記載された者が自社社員であること。

(ｲ)　資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ｳ)　労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ　下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ｱ)　下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

（ｲ）　労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12)　工種別労務者配置計画（様式１０－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13)　建設副産物の搬出地（様式１１）

ア　記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された受け入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14)　建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア　建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ　記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15)　品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16)　品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」が記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17)　品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18)　安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において 「計上した工種等」、 に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19)　安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20)　安全衛生管理体制（仮設設置計画）（様式１４－３）

ア　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ　「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21)　安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式１４－４）

ア　自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ｱ)　価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ)　価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近３ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ　派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ｱ)　単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(ｲ)　単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去１年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ　交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ　入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22)　誓約書（様式１５）

ア　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ

寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓約した書面を提出していること。

イ　入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあっては、その下回る価格の合計額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回るときは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23)　施工体制台帳（様式１６）

施工体制が適切であること。

(24)　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式１７）

過去５年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの

様式１

当該価格で入札した理由

様式２－１（A）

積算内訳書（兼）コスト縮減算定調書

工事名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：掘削工	㎡	1,000	2,300,000	200,000	リサイクル材の活用
直接仮設費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					

様式２－１（Ｂ）

積算内訳書（兼）コスト縮減算定調書①

工　事　名：

（種目別内訳）

名　称	適　用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：						
（直接工事費）						
Ⅰ．庁　舎	新築	1	式	○○○○		
Ⅱ．囲　障	新設	1	式	○○○○		
Ⅲ．構内舗装	新設	1	式	○○○○		
計				○○○○		
（共通費）						
共通仮設費		1	式	○○○○		
現場管理費		1	式	○○○○		
一般管理費等		1	式	○○○○		
計				○○○○		
合　計				○○○○		

（科目別内訳）

名　称	適　用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
Ⅰ．庁　舎						
１．直接仮設		1	式	○○○○		
２．土工		1	式	○○○○		
３．地業		1	式	○○○○		
４.鉄筋		1	式	○○○○		
	●					
	●					
	●					
	●					
計				○○○○		

様式２－２（A）

内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減算定調書②

工事区分・工種・種別	規格	単位	数量	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例：						
掘削工						
土砂(1)	購入	m^3	2,500	2,000,000	200,000	様式３ コスト縮減表(1)参照
土砂(2)	流用土	m^3	1,500	300,000		

様式２－２（Ｂ）

内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減算定調書②

（細目別内訳）

工事区分・工種・種別	適用	数量	単位	金額（円）	VE 提案等による縮減額（円）	備　考
記載例						
４．鉄筋						
異形鉄筋	SD295A、D10	○○	t	○○○○		
異形鉄筋	SD295A、D13	○○	t	○○○○		
異形鉄筋	SD345、D22	○○	t	○○○○		
鉄筋加工組立	SD345、D25	○○	t	○○○○		

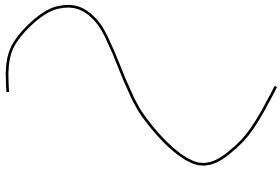
様式２－３

一般管理費の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額（円）	備　考
一般管理費		
・・・・・・・・		
・・・・・・・・		
・・・・・・・・		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証日		
・・・・・・・・		

様式３

ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票（１）土砂・発生材　　縮減額（円）：2,000,000－
（概要）【記載例】 ○A  Aで完了した工事発生土を活用し、コスト縮減を図る ○B　　購入土　○×△△＝▲▲▲（単位○○円／㎥） 発生土　◇×▲▲＝□□□（単位○○円／㎥） ◆◆㎥を削減
コスト縮減票（２）

様式４

下請け予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	

工期	自　年　月 至　年　月

請負金額(税込み)	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

下請工事		
	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
	請負金額(税込)	円
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

労務		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

資材		
	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年　月　日～　年　月　日	

機械		
	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

交通誘導員		
	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年　月　日～　年　月　日	

様式５

配置予定技術者名簿

区　分	氏　名	資　格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者	○○　○○	一級土木施工管理技士 監理技術者資格者証	H○.○.○ H○.○.○	第○○○○○号
主任技術者				
現場代理人				

様式６－１

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工事名 （工事地先名）	発注者名	工　期	金　額	備　考
○○工事 （□□市○○町▲▲番地）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式６－２

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工事名 （工事地先名）	発注者名	工　期	金　額	備　考
○○工事 （□□市○○町▲▲番地）				（元請、下請の別）
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式７

契約対象工事個所と入札者の事務所、倉庫等との関係

様式８－１

手持資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価（原価）	調整先 （時期）

様式８－２

資材購入予定先一覧

工種 種別	品名 規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係 （取引年数）

様式９－１

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価（原価）	専属的使用予定日数

様式９－２

機械リース元一覧表

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価（原価）	リース元名 入札者との関係（取引年数）

様式１０－１

労務者の確保計画

工　種	職　種	労務単価 （円）	員　数 （人）	下請け会社名等
土　工	普通作業員		200（100）	同族会社 ㈱●●（□□年）
配管工	配管工・普通作業員		120（80）	□会 ㈱▲▲（□□年）

様式１０－２

工種別労務者配置計画

工種	種別	配置予定人数							計
		世話役	普通作業員	特殊作業員	電工	運転手	・・・	・・・	

様式１１

建設副産物の搬出先

建設副産物	数量 （㎥）	受入れ予定 箇所	受入れ会社	受入れ価格 （単価）	運搬距離 （km）	備考

様式１５

誓　約　書

当社が下記工事の入札において申し込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請負予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いません。

記

１　契約対象工事名

２　申し込みに係る金額（税込み）

３　契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）

４　不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法

５　３の額を下回る金額で受注しようとする理由

会計機関名
分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第４０６会計隊長　野田　幸司　殿

令和　　年　　月　　日
社名
代表取締役　　氏名　　印

様式１６

年　　月　　日

施工体制台帳

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険　雇用保険
		元請契約			
		下請契約			

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（記入要領）

1　上記の記載事項が下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

2　　監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに〇印をつけること。

3　専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者資格者を記載する。（監理技術者が 専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）

4　健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り

①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に〇印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合には「適用除外」に〇印を付けること。

②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。

③健康保険の欄には事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合については組合名)を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記 号及び事業所番号を記載すること。

④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。

⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記入すること。継続委事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

5　外国人建設就労者の場合の記入要領は次のとおり。

①外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

②外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を〇で囲む。

施工体制台帳（　次下請負人に関する事項）

会　社　名		代 表 者 名	
住　　所			
工 事 名 称 及　　び 工 事 内 容			
工　　期	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	契　約　日	年　　月　　日

建 設 業 の 許　　可	施工に必要な許可業種	許　可　番　号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　　第　　号	年　　月　　日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専　任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有　　無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有　　無

※［主任技術者・専門技術者の記入要領］
1　主任技術者の配属状況について［専任・非専任］のいずれかに○印を付すこと。
2　専門技術者には土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
　複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3　主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
　①経験年数による場合

様式１７

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

発注者	工事名	工期	予定価格	落札価格	低入札価格調査対象の有無	工事成績評定点